

平成14年1月31日

## 法科大学院設置準備に関する報告

法科大学院設置準備室  
東 孝 行

### 1 はじめに

久留米大学法学部は昭和62年4月に開設され、15周年を迎えるに至った。周知のとおり司法制度改革審議会の意見書が昨年6月に公にされ、法曹養成の重要な柱として法科大学院が構想されている。

本学部は今日法科大学院設置を目指して検討している。

この欄を借りて15周年の節目の出来事として法科大学院設置検討の現状を記すこととした。

大方のご理解をいただき、ご批判、ご教示をお願いしたい。

### 2 法科大学院設置検討の経緯

本学部は平成12年1月に法科大学院構想検討委員会を設置し、以来司法制度改革審議会の審議や種々の大学、団体などの意見などに述べられる法科大学院構想について検討を進めてきた。

その間に法科大学院構想検討委員会は平成12年7月31日付けで学内向けに中間報告書を作成するとともに、学外向けに「法科大学院構想について」と題する小冊子を公に配布した。

その後文部省検討会議の報告書等が提出され、前記のとおり昨年6月に司法制度改革審議会の意見書が公にされたことを契機として、本学部法科

## 2 資料

大学院構想検討委員会は本学部宛平成13年7月に法科大学院設置に向けて準備に入るを相当とする旨の意見を具申し、法学部教授会はこれを受けて法科大学院設置準備をすることを決し、早速設置準備委員会を構成して現在検討している。

司法制度改革審議会の意見書並びにそれが公にされた後、平成13年6月30日開催京都大学大学院法学研究科開催の「法科大学院における教育の在り方について」シンポジウムの結果及び同年11月17日開催財団法人日本法律家協会・社団法人商事法務研究会共催の「法科大学院のカリキュラム・教育方法を考える—第三者評価基準の観点から—」シンポジウムの結果並びに中央教育審議会大学分科会法科大学院部会の同年12月26日付「法科大学院の設置基準等について/論点を反映した骨子」も重要な参考資料としている。

このような新たな動きがみられたため、前記「法科大学院構想について」と題する本学部がかって公にした小冊子の法科大学院構想に関する一部に修正すべき点もみられる。これらを含めてここにあらためて設置準備に関する報告と共に述べるものである。

## 3 本学に法科大学院を設置する意義

### (1) 本学及び本学法学部の建学の精神

久留米大学の前身である九州医学専門学校は、70有余年前に設立され、後に久留米医科大学及び予科を経て、昭和27年久留米大学医学部へ改称されたのであるが、設立当初から医者の大都市集中の是正、地方の医者不足の解消などの社会的要請に応えるために、臨床医学及び予防医学に最も力を注ぎ、実践家の養成、地域社会へ貢献することに尽くしたことで広く知られている。

さらに13年前に設置された法学部も同様の理念のもとに設置され、後記のような教育内容における実務重視の講座の開設などはその理念に沿うも

のである。

この設立当時に遡る本学の建学の精神は、司法制度改革審議会意見書が「理論的教育と実務的教育を架橋するものとして、公平性、開放性、多様性を旨と」するという法科大学院の教育理念に適合するものである。

## (2) 本学部における実務教育の実状

平成10年度から法律学科に司法コースを開設した。

このコースは法曹、司法書士、裁判所事務官などの裁判関係専門職志望の学生を中心に、国家公務員志望の学生をも対象として、2年次のはじめに成績等によって選抜し、そこでは六法科目を中心に系統的に密度の濃い学習指導を行い、同時に指定の演習に所属して、答案練習等の受験指導を行う。定員は1学年15名であるが、実状により増減が可能である。

平成12年度は3年次生17名、2年次生35名であり、本学教員が担当する憲法、民法、刑法を内容とする司法特習、本学教員及び司法書士が担当する専門演習が開講された。

なお、現在の法学部の平成13年度入学者には司法コースに代えて3年次から法曹課程が準備されている。

さらに、現在、司法コースとは別に、本学ではすでに平成4年4月から久留米市内の弁護士及び司法書士の協力を得て裁判実務に関する講座を4系列で開講しており、現在では毎年後期にそれぞれ計13時限開いている。

この講座については、指導する側の実務家からもやりがいのある講座であるとして積極的で全面的な協力の意向を表していただいております、学生からも好評である。

その他、公証人にも協力を得た。

将来、学部レベルにおける本講座の一層の充実に努めるとともに、本学に法科大学院を設置することができれば、弁護士等の協力を得て一層実務的に講座内容を充実させて行きたいと考えている。

## 4 資料

### (3) 本学の地域的特徴

本学は福岡県南にあり、JR 各線及び自動車道を通じて久留米市を中心に東は大分県日田市、大分市などに及び、西は佐賀県、長崎県に及ぶ地帯のほぼ中心に位置する。南は熊本県北に至る地帯と交通上の交流が可能である。もちろん政令指定都市である福岡市、北九州市との交通も便利である。本学法学部の学生の通学地及び出身高校所在地の大部分がこれらの地域に及んでいる。

このような地域的特性は、本学がこれらの地域の市民や地方公共団体からも福岡県南に存する唯一の高等教育機関として期待されるゆえんでもある。

### (4) 本学及び本学部の教授陣など

知的所有権法につき国家公務員の実務経験をもつ教員、税法の同様の実務経験をもつ教員、民法、民事訴訟法につき高等裁判所判事出身の教員、国際法につき外交官出身の教員など実務経験を有する教員を擁している。

さらに研究専門の教員にもフランス法、ドイツ法、英米法の専門家、イスラム圏に詳しい教員、ロシアに詳しい教員などいる。

そのうえ、福岡県弁護士会からは弁護士を教員として紹介する方向で検討していただいております、特に久留米市、その付近在住の弁護士の理解も得ている。

これらの教員が協力すれば充実した法科大学院の教育ができると確信するものである。

また、研究の公表という社会への貢献の点でも、学部紀要とは別に、平成6年から専任教員の順次執筆により久留米大学法政叢書が刊行され、平成14年現在で既にその巻数も9巻に及び、多様な分野の研究の成果を誇っている。

#### (5) 地域に開かれた法曹養成機関としての法科大学院の設置

本学が設置を予定している法科大学院は本学部卒業生に限らず、広く福岡県南及び隣接県の市民の法曹希望者をも入学対象として視野にいれ、そのような市民の法曹資格取得の希望をみだし、さらに当該地域への良質の法曹の供給を目指して設置するものである。

このことは前記の建学の精神、本学部の実務教育の実績、地域的特徴、在籍教員の多様な実践的な経験と研究能力となどからみて、本学ないし本法学部の当然の責務と考える。

### 4 本学の法科大学院の特徴

上記の理由から、本学の法科大学院は、地域に密着した、地域に貢献する法曹の養成を目指す。そのうえ全国的な視野からみても遜色のない法曹の養成を目指す。

本学部には国際政治学科を置いており、また本学には医学部、商学、経済学、文学部、特に心理学科などが設置され、それらの全学あげての協力した授業が可能である。

これら他学科、他学部の協力を得て、

- ①心のケア
- ②医療と法
- ③国際的感覚を備えた法曹

という点で特異性をもった法曹の育成を目指す。

### 5 法科大学院設置検討の現状

#### (1) 設置準備の体制

総合的に検討する最終決定機関を置き、これを「準備委員会」と称し、その下に準備室を置き、その中に、カリキュラム、教員、施設その他管理

## 6 資料

面の事項を担当する第一作業部（第1ワーキング・グループ）と講義内容、方法に関する事項を担当する第二作業部（第2ワーキング・グループ）に分けた。なお、必要に応じて専門の検討機関を設置する。

準備委員会は、法学部の役職者、準備室長及び大学院研究科長により構成する。委員長を法学部長とし、副委員長を室長とする。

準備室には室長及び副室長を置き、第1作業部は5名の委員を置き、うち1名を世話役とする。第2作業部には11名の委員を置き、うち世話役1名、実務関係相談員、ロースクール関係相談員各一名、その他民事、刑事、商法、憲法、行政法、国際政治学等の委員から成る。

### (2) 設置関係

開校（設置）予定年月 平成16年（2004年）4月

①定員 30ないし40名（予定）

②課程 未定

③入学試験 未定

ただし、上記②課程及び③入学試験については、本学部としては目下検討中であるが、前記中央教育審議会大学分科会法科大学院部会平成13年12月26日付「法科大学院の設置基準等について/論点を反映した骨子」には次のような記載があるので参照されたい。

（標準修業年限・修了要件）

○標準修業年限は3年とする。

○課程の修了要件は、3年以上在学し、93単位以上の修得。

法学既修者（法科大学院において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者）については、1年以下（30単位以下）を短縮する（2年以上在学し、63単位以上の修得での修了）。

（入学者選抜）

○法学既修者と法学未修者を問わず全ての出願者においては、適性試験を受験し、法学既修者として出願する者に対しては、各法科大学院の自主性

に基づき、法律科目試験が行われる。

○法科大学院の入学者選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保を旨として、入学試験のほか、幅広い分野における学業成績や学業以外の活動実績、社会人としての活動実績等を総合的に考慮する。

○法学部以外の学部出身者や社会人等を一定割合以上入学させるなどの必要な措置を講じる。

○非法学部・法学科出身者が2年修了希望者として、また、法学部・法学科出身者についても3年修了予定者として、出願することも認める。

### (3) カリキュラム検討の現状

現在第4次案を検討中である。

### (4) 講義の内容、方法等に関する検討の現状

現在民事法、刑事法及び公法（憲法・行政法）に関して一応のモデル案を批判的に考察する方法で検討した。その成果は近い将来本誌上で公にする予定である。

その他の選択科目などについても順次検討を進める予定である。

## 6 む す び

設置準備に着手したばかりであり、設置基準が確定していない現状では、各法科大学院に明らかにその裁量に任されるであろう部分に限って検討することとなる。前記カリキュラムの大枠及び講義の内容、方法などはこれに属すると思われる。

以後さらに設置基準などが正式に決まった時点で、本学ないし本学部の対応を明らかにすることにしたい。